

東日本高速道路株式会社

第16期定時株主総会

決議事項

第1号議案 . . . P 1

第2号議案 . . . P 2

第3号議案 . . . P 4

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しては、次のとおりとしたいと存じます。

当期は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による交通量の大幅な減少に起因して料金収入および道路休憩所事業における飲食・物販店舗売上高が減少したこと等から、当連結会計年度は、会社設立以降初めて当期純損失を計上しました。当社では、高速道路管理事業における将来の経済変動および豪雪等によるリスクに対応等するため、これまで別途積立金を留保してきましたので、この一部を取り崩し、経営基盤を強化することが必要であると認識しております。

つきましては、剰余金の処分について、当期は下記のとおりとさせていただきたく、株主様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金	1, 645, 710, 895円
-------	-------------------

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	1, 645, 710, 895円
---------	-------------------

2. 剰余金の配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	なし
-----------------------------	----

以 上

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役櫻井敬子（戸籍上の氏名 橋本敬子）氏は、令和2年12月をもちまして辞任により退任されました。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者矢ヶ崎紀子氏は、監査役櫻井敬子氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	矢ヶ崎 紀子 (昭和38年4月22日) 新任	平成元年10月 株式会社日本総合研究所 上席主任研究員 平成20年10月 国土交通省観光庁 参事官(観光経済担当) 平成26年6月 日本貨物鉄道株式会社 社外取締役(現在) 平成30年4月 東洋大学国際観光学部 教授 平成31年4月 東京女子大学現代教養学部 教授(現在) 令和2年6月 東武鉄道株式会社 社外取締役(現在)	0株

(注) 1. 監査役候補者矢ヶ崎紀子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者矢ヶ崎紀子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

矢ヶ崎紀子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、株式会社日本総合研究所 上席主任研究員として長年企業コンサルティングに従事した経験があるほか、日本貨物鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社の社外取締役として独立した立場から経営を監督する経験も豊富であるなど、社外監査役としてその職務を遂行するために必要な能力を十分に有しており、これを当社における監査に生かしていただけるものと判断したためであります。

3. 矢ヶ崎紀子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記責任が認められるのは、監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と

の間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しておりますが、矢ヶ崎紀子氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

第3号議案 退任監査役に対する慰労金贈呈の件

令和2年12月をもって辞任により退任された監査役櫻井敬子（戸籍上の氏名 橋本敬子）氏の在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額等は、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
櫻井 敬子	平成28年6月 当社監査役（非常勤） 令和2年12月 当社監査役辞任

以上